

出入国に関する留意点（ボツワナ）（10/28 現在）

ポイント：

- 入国にはボツワナ保健省からの許可を得ておくことが推奨されます。
- 出国にはお住まいの地域の保健所への申請が必要となります。
- ボツワナ発着の定期商用便は引き続き運航されておられません。

本文：

1 ボツワナへの入国時注意事項

- (1) ボツワナ政府は、原則として、ボツワナ国民及び在留資格所持者のみ入国を認めています。
- (2) ボツワナ保健省からの入国許可：入国許可の必要性については、ボツワナ政府からは正式な通達がされておられません。当地に戻られた在留邦人の情報によると、エチオピア航空に搭乗する際に、事前に入手しておいたボツワナ保健省からの入国許可証をチェックされたとのこと。利用航空会社によっては、ボツワナへ入国できるかどうかを厳しく確認した上で搭乗の可否を決める場合があります。ボツワナ国内に知り合いがいらっしゃる場合には、その方にお願ひし、事前にボツワナ保健省に相談し許可を得ておくことを推奨いたします。なお、事前に許可を得ておこなくとも入国できたケースがございますが、同ケースは陸路での入国でした。
- (3) PCR 検査：ボツワナ政府は、出発地において出発前72時間以内のPCR検査の実施及び陰性証明の取得を推奨しており、ボツワナの空港到着時にボツワナ側の検疫担当者が当該証明を確認しているとの情報を得ています。航空会社、あるいは、経由地においても陰性証明が求められるケースもございます。また、ボツワナ政府は、原則として入国地点においてPCR検査を実施することとしています。
- (4) 入国後の隔離措置：ボツワナ政府は、原則として入国した全員に対し政府指定施設における10日間の隔離措置を実施しています（当初は14日間と発表されていましたが、最近入国した邦人からの情報を集約しますと10日間とされているようです。ただしPCR検査の実施状況や検査結果判明までにかかる時間により1、2日ほど隔離期間が伸びることもあるようです）。それにかかる費用は、在留許可所持者であれば50%が自己負担となっています。ただし、事前に保健省に隔離場所となる自宅住所を伝え許可が得られれば、自宅での隔離も可能となっています。また、一旦政府指定隔離施設に入り、その後自宅での隔離を申請することも可能なようです。

隔離措置の詳細については、6月8日付当館発の領事メールを御参照ください。

<https://www.botswana.emb-japan.go.jp/files/100107377.pdf>

2 ボツワナからの出国時の注意点

- (1) 10月22日、ボツワナ保健省は、学業、医療、帰国、肉親との死別等の必要不可欠な出国のための申請に関する方針を発表しました。9月29日付当館領事メール (<https://www.botswana.emb-japan.go.jp/files/100099578.pdf>) でお伝えした情報からの変更点は、当初はハボロネに所在する保健省本部へ出国許可の申請を行う必要があったものを、今後は皆様のお住まい地域の保健所 (District Health Management Team:DHMT) へ出国許可を申請することとなりました。また、出発予定日から少なくとも5営業日前までに申請することが求められておりますのでご注意ください。ハボロネ地区における申請先は以下のとおりです。

Email: ggdhmtcovid.permits@gmail.com

Tel: 77032738 または 71515657

また、その他地域での申請先はこちらからご確認ください。

<https://www.facebook.com/456697177810683/posts/1769642559849465/>

- (2) 9月29日付当館領事メールでお伝えしたとおり、引き続き、出国の際には以下の3点にご注意ください。

ア 在ボツワナ日本国大使館から、ボツワナ外務国際協力省への届出が必要となります。

イ 出国される方ご自身にて、お住まいの地域の保健所から出国許可を取得する必要があります。

ウ ボツワナ出国に際し、COVID-19の陰性証明は必要ありませんが、経由地、利用航空機、最終目的地等で必要となる可能性がありますので、各自でご確認ください。

(9月29日付領事メールはこちらからご確認ください：

<https://www.botswana.emb-japan.go.jp/files/100099578.pdf>)

- 3 10月28日現在、ボツワナ発着の定期商用便は引き続き運航されておられません。

4 事態は刻々と変化しますので、テレビ、ラジオ、インターネット等で最新情報の入手に努めてください。また、政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」でも閲覧可能です。(<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>)